

第 10 章 立入検査又は街頭検査

10-1 適用

この章の規定は、法第 100 条第 2 項の規定による立入検査又は街頭検査に係る審査を行う場合に適用する。

10-2 審査項目等

- (1) 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らした必要な審査項目は、地方事務所の長、地方検査部の長又は本部検査部の長が定める。

この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には第 7 章の規定、その他の場合には第 8 章の規定を適用するほか、別添 6「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。

- (2) 次に掲げる自動車を審査する場合には、保安基準、細目告示及び適用関係告示における当該自動車に適用される基準を確認した後に審査すること。

- ① 小型特殊自動車
- ② 二輪の軽自動車
- ③ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ④ 被牽引自動車である軽自動車（①又は②の自動車により牽引されるものに限る。）

第 11 章 臨時検査

11-1 適用

この章の規定は、法第 63 条第 2 項の規定による臨時検査に係る審査を行う場合に適用する。

11-2 審査項目等

臨時検査における審査の実施方法については、その都度、理事長が定める。